

## 敦賀国際ゴルフ倶楽部研修会 会則

### 第1条 名称

本会は、敦賀国際ゴルフ倶楽部研修会と称する。(以下「本会」という。)

### 第2条 理念と目的

本会は、会の発展と会員相互の親睦を深めることを理念とし、競技運営委員会の下部組織として発足する。

本会は、この理念のもと本会会員のエチケットマナー並びに技術の向上を図るとともに、品位・技術両面において、敦賀国際ゴルフ倶楽部会員の模範とならん事を目指し、敦賀国際ゴルフ倶楽部を代表する選手の育成を目的とする。

### 第3条 事業

1. 本会は前条目的達成の為、次の事業を行う。
  - (1) 定例研修競技会
  - (2) 関連する諸研修会
  - (3) その他、本会の目的達成に必要な事項
2. 定例競技会の競技記録は、クラブ公式記録に準用する。
3. 本会の事務局は、敦賀国際ゴルフ倶楽部内に置く。

### 第4条 会員（入会資格）

1. JGAハンディキャップ 男子 12.6・女子 17.3 以下で、倶楽部競技に積極的にご参加いただける方で、且つ本会の理念・目的に賛同する敦賀国際ゴルフ倶楽部の正会員。
2. 入会希望者は、所定の入会申込書を提出し、敦賀国際ゴルフ倶楽部研修会審査委員会の承認を得て研修会会員資格を与えられる。  
また、ハンディ基準を満たさない場合であっても敦賀国際ゴルフ倶楽部研修会審査委員会の承認をもって研修会会員となることができる。
3. 会員は、役員会の指示に従い研修会および対外競技参加時には、研修会指定のエンブレムを付けたブレザーを必ず着用しなければならない。

### 第5条 懲戒

本会会員が次の事項に該当する場合、会長は役員会の決議をもって戒告、研修会競技会出場停止および退会勧告をすることができる。退会勧告に従わない場合は、除名処分とすることができる。

1. 一年間にわたり年会費未納の者
2. 本会の会則に違反した者
3. 本会の名誉を傷つけ、または秩序を乱した者
4. その他、本会の理念・目的に照らして会員として不適格と認められた者
5. 敦賀国際ゴルフ倶楽部会員の資格を失った者

### 第6条 役員

本会に役員会を設置する。

役員は以下の通りとする。

会長、副会長、幹事、監査役

### 第7条 役員

1. 現任役員の内選及び推薦により役員候補を選出し、役員の内半数の出席（委任状を含む）及び出席役員の内半数で決議する。
2. 新役員は、速やかに役員会を開催し、会長以下それぞれの役割分担を決定する。

この時の議長は、互選による。

3. 役員会は、必要に応じて顧問・相談役を委嘱することが出来る。

#### 第8条 役員任期

1. 役員任期は2ヶ年とし、改選期の12月会員総会開催日までとする。再任を妨げない。
2. 役員辞任の申し出や倶楽部会員退会等役員業務遂行が困難な状況が生じた場合、会長は速やかに臨時役員会を招集し、後任役員人事について協議しなければならない。
3. 役員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

#### 第9条 役員、顧問、監査役の職務および決議

1. 会長は、本会を代表して会務を統括する。
2. 会長は、必要に応じ役員会を招集することができる。  
また、役員過半数から役員会招集の要請があったときは、会長は速やかに役員会を招集しなければならない。
3. 副会長は会長を補佐し、会長が業務遂行困難と判断されるときは代行して会の運営を行う。
4. 役員は、会長および副会長を補佐し、当会の運営業務を分担し、任務を担当する。
5. 役員会は役員過半数の出席をもって成立し、決議は出席役員過半数で決定する（委任状を含む）。
6. 顧問・監査役は、必要に応じ助言を行うことができる。

#### 第10条 会員総会

1. 本会会期は、1月から12月までとする。
2. 毎年、翌年3月の研修会とともに年次会員総会を開催し、会員過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。  
会員総会の決議は、出席者過半数の賛成をもって決定する。
3. 会長は必要に応じて臨時総会を開催し、会員を招集することができる。
4. 総会は会長が議長となる。会長不在の場合は副会長が議長を代行する。
5. 年次総会において、年度の会務報告と次年度の会務計画を決議する。

#### 第11条 経費

本会の会議・事業に要する費用は、役員会において決定する。

ただし、緊急を要する場合、1万円以下の支出は会長及び副会長が協議し、決定することができる。

#### 第12条 連絡

会議・定例の競技会等の案内、議事録の作成は、事務局が行う。

#### 第13条 年会費及び参加料

1. 年会費は5,000円とし、本会会員は年会費を前納しなければならない。  
年度途中で退会したものは、既納の年会費の返還を請求することができない。
2. 参加料は2,000円とし、研修会開催当日に支払わなければならない。  
ただし、役員会が必要と判断した時は、参加費を増減することができる。  
役員会が参加費の増減を決定した時は、速やかに会員に通知しなければならない。

#### 第14条 会計及び会計年度

1. 本会の会計年度は、1月1日から12月31日迄とする。

2. 会計担当者は、資金状況等を必要に応じ、役員会に報告をしなければならない。

第15条 会則の変更

本会の会則を変更するときは、役員会の決議を必要とする。

第16条 付則

本会則に定めなき事項は、必要に応じ役員会の決議をもって決定する。

この規約は2025年3月23日から適用する。

(2026年3月22日改定)

以上